①　「物件調書作成業務」及び「巡回業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第18条）の資格者を５名以上有する者であること。

②　「地下埋設物調査業務」及び「ライフライン調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

③　「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④　「アスベスト調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成４年法律第51号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑤　「測量業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。又は同「測量」の「A」又は「B」の等級に格付けされているとともに、同「土地家屋調査」の「C」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「草刈・保守業務」、「投棄物撤去業務」及び「巣撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑦　「柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「看板作成設置業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「樹木伐採業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑸　税の滞納がないこと。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑺　入札説明会等において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

⑻　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑼　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑽　有資格者のうち、建設工事又は測量・建設コンサルタント等に係る平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格の有資格者については、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

⑾　入札参加グループでの入札について

①　地理的要因等から単独で業務が担えない場合は、業務委託地区内において未利用国有地管理等業務を適正に遂行できる複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち１者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申し込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、未利用国有地管理等業務の遂行に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

②　代表者及びグループ構成者は、上記⑴から⑽までの全ての要件を満たすこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所
〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局管財第２部審理第１課　電話048―600―1182

⑵　実施要項及び入札説明書の配布　平成22年11月30日から平成23年１月19日12時00分まで。（平日９：00～12：00及び13：00～17：00。ただし最終日は９：00～12：00。）
上記⑴の場所において配布する。

⑶　入札説明会の日時及び場所等　平成22年12月13日午後２時から午後３時まで。さいたま新都心合同庁舎１号館18階会議室
説明事項　①　業務委託の概要
②　委託手数料等
③　契約期間
④　提案書及び入札書の作成要領
⑤　その他
出席人数　１者当り４名までとする。
随時説明　実施要項及び入札説明書のとおり。

⑷　入札の申込み期限及び場所　平成23年１月28日15時00分まで。（平日９：00～12：00及び13：00～17：00。ただし最終日は９：00～15：00。）
上記⑴の場所に競争参加申込書を提出すること。